

$$LB = \delta \times RP_L$$

$$MB = \delta \times RP_M$$

$$HB = \delta \times RP_H$$

となる。

また、加入員の給与は

$$LTE = \sum_{AGE=20}^{59} \{(\alpha_L + \beta_L \times AGE) \times (100 - AGE)\}$$

$$MTE = \sum_{AGE=20}^{59} \{(\alpha_M + \beta_M \times AGE) \times (100 - AGE)\}$$

$$HTE = \sum_{AGE=20}^{59} \{(\alpha_H + \beta_H \times AGE) \times (100 - AGE)\}$$

となる。

保険料率

保険料率はそれぞれ、次のように定義する。

$$LICR = \frac{LB + LER}{LTE}$$

$$MICR = \frac{MB + MER}{MTE}$$

$$HICR = \frac{HB + HER}{HTE}$$

よって、各所得階層を包括した場合の保険料率は

$$ICR = \frac{LB + LER + MB + MER + HB + HER}{LTE + MTE + HTE}$$

となる。

人口比、報酬の比

低、中、高所得階層の人口比を $1 : rp_M : rp_H$ ($rp_M > 0, rp_H > 0$) とする。

$$\begin{aligned}
ICR &= \frac{(1+r_{PM}+r_{PH})\delta RP_L + (1+r_{EM} \cdot r_{PM}^2 + r_{EH} \cdot r_{PH}^2) \cdot k \cdot AVG(WP_L) \cdot RP_L}{(1+r_{EM} \cdot r_{PM} + r_{EH} \cdot r_{PH}) \cdot WP_L} \\
&= \frac{(1+r_{PM}+r_{PH})LB + (1+r_{EM} \cdot r_{PM}^2 + r_{EH} \cdot r_{PH}^2) \cdot LER}{(1+r_{EM} \cdot r_{PM} + r_{EH} \cdot r_{PH}) \cdot LTE}
\end{aligned}$$

また、標準報酬の比を $1:r_{EM}:r_{EH}$ ($r_{EM} > 0, r_{EH} > 0$) とする。この場合、保険料率はと書き直せる。ただし、 $k=7.125/1000 * (480/480)$ としている。

Appendix 2

シミュレーションの手順

被保険者数の推計

公的年金には国民年金、厚生年金保険、共済年金の3種類があるが、被保険者は、

- 第1号（自営業者） 国民年金
- 第2号（被用者） 厚生年金保険 + 共済
- 第3号（第2号被保険者の被扶養配偶者）

の3種類に大きく分類することができる。推計の手順としては、被保険者を

- 20～59歳
- 15～19歳及び60～64歳の第2号被保険者

に分けて、男女別に推計する。

具体的な推計式1；20歳から59歳の厚生年金保険被保険者（2号の大部分を占める）の推計

被保険者の推計にあたっては、基本的には年齢別人口を労働力率、公的年金制度加入率で案分する方法をとる。まず、男女の人口を $\text{popf}(i, t)$, $\text{popm}(i, t)$ と表すことにする。ここで添え字の i は年齢、 t は年度を表す。例えば、 $\text{popf}(25, 1998)$ は 1998 年に 25 歳の女性の人口を表す。すると、厚生年金保険の被保険者数は

$$\text{eppopf}(i, t) = \text{average}(\text{lprf}(i)) \times \text{average}(\text{eprf}(i)) \times \text{popf}(i, t)$$

$$\text{eppopm}(i, t) = \text{average}(\text{lprm}(i)) \times \text{average}(\text{eprm}(i)) \times \text{popm}(i, t)$$

となる。ここで、 $\text{eppopf}(i, t)$ は t 年の i 歳の厚生年金保険被保険者（女性）、 $\text{lprf}(i)$ は i 歳の女性の労働力率、 $\text{eprf}(i)$ は i 歳の厚生年金保険加入率（女性）。男性は $\text{eppopm}(i, t)$ ；厚生年金保険被保険者、 $\text{lprm}(i)$ ；労働力率、 $\text{eprm}(i)$ ；厚生年金保険加入率である。（ average は平均をとることの意味。何年間の平均をとるかは、別途検討が必要。）また、雇用者人口から上述の厚生年金被保険者（民間雇用者）を差し引いたものを共済の被保険者と仮定する。

具体的な推計式2；20歳から59歳の国民年金保険被保険者（3号）の推計

男性の場合、その数は少ないので20歳から59歳までの人口を説明変数とする回帰式で簡便な推計法とる。一方、女性の場合には基本的には2つの考え方があり、その一つは、

$$nppopf(i, t) = \text{average}(1 - lprf(i)) \times popf(i, t)$$

とするものである。ここで、 $nppopf(i, t)$ は t 年の*i*歳の国民年金被保険者（女性）、 $(1-lprf(i))$ は*i*歳の女性の非労働力率である。もう一つの考え方は、マクロモデルの「労働供給部門」で推計される自営業および雇用者の人数を20歳～59歳の人口から差し引く方法である。

収支勘定

年金制度の収支構造

年金制度の基本的な収支構造は、以下のようにまとめることができる。まず、収入であるが、これは、1) 年金保険料、2) 国庫負担、3) 基礎年金交付金、4) 積立金運用収入5) 前年度剩余金、6) その他収入のようになる。そして、支出の方は、

- 年金給付
- 基礎年金拠出金
- その他支出

となる。収入と支出の差（収支）のうち、次年度に繰り越される剩余金を除く部分が毎年、積立金として積み立てられる。

基礎年金勘定

図?に示したように、各年金制度と基礎年金勘定の関係以下のようになっている。各制度の年金受給者に共通して給付される基礎年金は、各年金勘定に入った保険料収入の中から「基礎年金拠出金」という形で基礎年金勘定にプールされ、そこから受給者に基礎年金として給付されるという形態をとっている。このとき、基礎年金勘定への拠出金の割り当て比率は各制度の受給者数を基礎にして算定されている。ただし、現在の基礎年金制度が導入される前の旧法に基づいて年金を受給している者もいる。この旧法に基づいて支給される年金は「みなし基礎年金」と呼ばれる。このみなし基礎年金については各年金制度の勘定からそれぞれ支給されることになっているが、その財源は基礎年金勘定から各制度に

基礎年金交付金として繰り入れられている。ただし、このみなし基礎年金や基礎年金交付金は、旧法による年金受給者が減少していくにつれて、いずれは消滅する過渡的なものであり、将来推計に関してはそれほど重大な影響を与えるものではない。

収支勘定の統合

「年金ブロック」では次のような集計を行い、「医療ブロック」、「福祉ブロック」とともに「財政部門」および「マクロ計量部門」に受け渡される。

- 年金保険料 = 国民年金保険料 + 厚生年金保険料 + 共済年金保険料
- 年金給付 = 国民年金独自給付 + 福祉年金給付 + 厚生年金独自給付 + 共済年金独自給付 + 基礎年金給付
- 国庫負担 = 国民年金国庫負担 + 福祉年金国庫負担 + 厚生年金国庫負担 + 共済年金国庫負担

問題は、各年金の純資産の集計も行うべきかどうかである。この点は、新SNA体系との関連を考える必要がある。しかし、少なくともモデル内の社会保障関連の収支と純資産、および運用収入の間の整合性はとる必要がある。

各年金制度の収支勘定

国民年金勘定

国民年金は、独自給付、基礎年金、福祉年金の3つの部分に区分される。

(収入)

1) 保険料収入：保険料収入は、一人当たり保険料に前述のようにして推計された被保険者数を乗ずることで得られる。このときの一人当たり保険料は、年金制度改革で予定されている保険料引き上げスケジュールと物価スライドを反映して求める必要がある（別紙参照）。ただし、保険料免除者、保険料未納者についての調整が必要である。

2) 国庫負担：国庫負担は、各年金制度において基礎年金拠出金の1/3に相当する額と特別国庫負担を合わせた額となる。このとき、特別国庫負担とそれ以外というように別々に国庫負担を推計するか、国民年金の支出額の一定割合とするかは考慮すべきであるが、後者で十分と考えられる。

3) 基礎年金交付金：基礎年金交付金は、旧法による年金給付のために、基礎年金勘定から繰り入れられるものである。これも、旧法の年金給付額の一定割合として交付金の推計を行うのが良いかもしない。

4) 積立金運用収入：積立金運用収入は、前年度末における積立金残高に運用利回りを乗ずることで求められる。運用利回りの将来推計においては、「マクロ経済モデル」で推計される長期金利に連動する形でその将来値の推計を行う。

5) 前年度剰余金：前年度剰余金とは、前年度に発生した収支の黒字のうち、その年度の収入項目として繰り入れられる部分のことである。これも、収支のうち繰入比率を一定とおいて剰余金の将来値を推計することで足りるものと考える。(収支が赤字になれば、剰余金は当然0である)

6) その他収入

(支出)

1) 国民年金給付：この給付とは、基礎年金ではなく旧法による給付（みなし基礎年金）のことであり、この将来値は、一人あたり給付額と旧法受給者をそれぞれ推計し、両者を乗ずることで求められる。(一人あたり給付額は名目賃金の伸びで推計し、旧法受給者数は「財政再計算」で示された失権率を参考にして外生的に与え、将来的には消滅するようする。)

2) 基礎年金拠出金：国民年金勘定から基礎年金勘定への拠出金の推計は、基礎年金勘定における基礎年金拠出金収入を別途推計し、それを国民・厚生・共済の各年金勘定に割り振る。したがって、国民年金勘定に割り振られる拠出金の割合は、公的年金の全被保険者に対する1号被保険者の比率で推計されることになる。

3) その他支出

基礎年金勘定

(収入)

1) 基礎年金拠出金等収入：各年金勘定から繰り入れられる拠出金収入のことで、これが財源となって基礎年金と各年金勘定への交付金が給付される。

2) その他収入

3) 前年度剰余金：基礎年金勘定は積立金を持っていないので、前年度の収支は剰余金

という形で繰り越される。当然、基金をもっていないので、積立金の運用収入は存在しない。

(支出)

- 1) 基礎年金給付費：老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類が、基礎年金勘定から給付される基礎年金である。このうち、老齢基礎年金（65歳から給付）の額がもっとも大きい。これは、一人あたり給付と受給者数をそれぞれ推計し、両者を乗ずることで将来推計値が求まる。（この場合、繰り上げ支給と本来支給のケース分けが必要かもしれない。）また、障害基礎年金、遺族基礎年金については、老齢基礎年金の給付額に基づいて簡便法で推計しても構わないのではないか。
- 2) 基礎年金交付金：基礎年金勘定からの交付金は、国民・厚生・共済の各年金勘定で決定される額の合計額として推計されることで良いのでは。
- 3) その他支出：

福祉年金勘定

国民年金創設時の PSL（過去勤務債務）を消却する手段としてとられた年金が福祉年金であり、これは保険料に基づかない年金給付である。これには、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金の3種類があったが、との二つは障害基礎年金、遺族基礎年金に吸収されているので、老齢福祉年金のみが存続している。しかし、これは将来的には消滅する。

(収入)

福祉年金の財源は基本的に国の一般会計から調達される。この国庫負担部分は給付額に直接対応するように推計する。

(支出)

給付額は、一人あたり給付額に受給者数を乗する。一人あたり給付額はネットの賃金の伸びで推計される。

厚生年金

厚生年金については、制度改革の効果をどれだけ明示的に扱えるか工夫する必要がある。

(収入)

- 1) 保険料収入：一人あたり保険料に被保険者数を乗ずることでその将来値を予測する。一人あたり保険料は、「マクロ経済部門」で計算される一人あたり雇用者所得に基づいて一人あたり標準報酬月額を計算し、それを年金制度改革で予定されている保険料率引き上げスケジュールを反映させる。また、1996年度以降はボーナスの1%（労使折半）に相当する部分についても保険料の徴収を行う。
- 2) 国庫負担：国庫負担は、各年金制度において基礎年金拠出金の1/3に相当する額と特別国庫負担を合わせた額となる。このとき、特別国庫負担とそれ以外というように別々に国庫負担を推計するか、厚生年金の支出額の一定割合とするかは考慮すべきであるが、後者で十分と考えられる。
- 3) 基礎年金交付金：基礎年金交付金は、旧法による年金給付のために、基礎年金勘定から繰り入れられるものである。これも、旧法の年金給付額（みなし基礎年金）の一定割合として交付金の推計を行うのが良いかもしない。
- 4) 前年度繰越金：国民年金と同様に、前年度収支分のうち一定比率を前年度繰越金として収入項目に計上しているが、繰り越しの程度は国民年金ほどはない。
- 5) 積立金運用収入：国民年金の場合と同様。
- 6) その他収入

(支出)

- 1) 基礎年金拠出金：厚生年金勘定から基礎年金勘定への拠出金の推計に当たっては、基礎年金勘定における基礎年金拠出収入のうち、厚生年金にどの程度割り当てられるのかを考慮する必要がある。その割合はa)厚生年金の被保険者数、b)第3号被保険者のうち厚生年金保険の被保険者の配偶者数の合計値の公的年金被保険者総数に対する比率として与えられる。この場合、b)は実績値の統計値はないので、別途推定する。
- 2) 年金給付費（独自給付費）：厚生年金の独自給付は、老齢給付とその他に大別される。その他給付は老齢給付をもとに簡便法で推計する。しかし、老齢給付は
 1. 旧法老齢給付（退職）
 2. 旧法老齢給付（在職）

3. 新法老齢給付特別支給（退職）
4. 新法老齢給付特別支給（在職）
5. 新法老齢給付別個の支給（退職） 報酬比例のみ
6. 新法老齢給付別個の支給（在職） 報酬比例のみ
7. 新法老齢給付支給開始年齢到達以降支給（男女でスケジュールに5年の差）

旧船員保険の扱いは別途検討する。（旧老齢給付に合算する方法もある。）新法については、現時点では60～歳の間は特別支給、65歳の支給開始年齢以降は本来支給という形になっているが、2001年以降は特別支給の支給開始年齢が3年に一歳のペースで引き上げられることになっており、支給開始年齢前は報酬比例部分のみが別個の支給として給付されることになる。そして、2013年以降は特別支給が完全になくなり、60～64歳の間は別個の支給だけになる。

年金給付額の推計にあたって、一人あたり給付額と受給者数の将来予測を行う必要がある。まず、一人あたり給付額は、

$$\text{給付額} = \text{定額単価} \times \text{被保険者数} + \text{標準報酬月額} \times \text{加入月数}/480 \times \text{乗率}$$

となる。定額単価については、これを名目賃金の上昇率で伸ばしていくとともに、加入月数は過去の上昇傾向で高めていく。標準報酬月額は、「ネット賃金」の伸びで推計する。これは、報酬比例部分の「再評価」がネット賃金の伸びに従うようになったことを反映するものである。ネット賃金は

$$\text{ネット賃金} = \text{税・保険料引き前賃金} - \text{所得税} - \text{社会保険料}$$

である。ここでも、税・保険料引き前賃金、所得税は「マクロ経済部門」で計算され、社会保険料は財政部門の「社会保障基金ブロック」で集計される社会保障負担（年金保険料+医療保険料）に基づいて計算される。その他については、a 旧法老齢給付（退職）と b 旧法老齢給付（在職）については、名目賃金の伸びで一人あたりの給付額を伸ばしていく。c 新法老齢給付特別支給（退職）と d 新法老齢給付特別支給（在職）の場合は、定額部分

と報酬比例部分からなる給付額の算定式を反映させる。e 新法老齢給付別個の支給（退職）、f 新法老齢給付別個の支給（在職）の一人あたり給付額については、特別支給の給付額のうち報酬比例部分だけを取り出せばよい。また、g 新法老齢給付支給開始年齢到達以降支給は c, d, と同様である。

次に受給者数の推計は、a 旧法老齢給付（退職）と b 旧法老齢給付（在職）の場合は、「財政再計算」に示されている失権率を参考に、将来の受給者の減少を織り込んでいく。c 新法老齢給付特別支給（退職）の受給者は、60～64歳の非雇用者数に対する受給者のこれまでの平均的な比率を、「労働供給部門」の60～64歳の非雇用者の推計値に乗ずることで推計される。（別個の支給の考慮は必要である。）d 新法老齢給付特別支給（在職）と f 新法老齢給付別個の支給（在職）については、上記の作業を60～64歳の雇用者について行えばよい。65歳以降の受給者 g については、別途検討する。

3) その他の支出：その他の支出は主に厚生年金の給付額に基づいて簡便法で計算される。

共済年金

共済年金は、国家公務員、地方公務員、私学、農林という4つの共済年金から構成されるが、厚生年金ほど詳細なデータの公開がされていない。また、その制度変更のあり方も明らかではない。議論が必要ではあるが、厚生年金に関する制度変更に準ずるという仮定を置くことが簡便ではある。その場合、

（収入）

- 1) 保険料収入：厚生年金の保険料収入と同じペースで推移するものとする。
- 2) 国庫負担：厚生年金の場合と同様に、共済年金勘定の支出額に対する一定比率として計算する。
- 3) 基礎年金交付金：65歳以上の旧法受給者に対する給付額の一定割合として推計される。
- 4) 積立金運用収入：前年度の積立金に運用利回りを乗じて推計される。
- 5) その他収入：

（支出）

- 1) 基礎年金拠出金：基礎年金勘定における基礎年金拠出金収入のうち、共済年金勘定に割り当てられる比率は、a) 共済年金の被保険者数、b) 第3号被保険者のうち共済年金保険の被保険者の配偶者数の合計値の公的年金被保険者総数に対する比率として与えられる。この場合、b)は実績値の統計値はないので、別途推定する。
- 2) 年金給付費：厚生年金の年金給付額と同じペースで拡大するものとする。
- 3) その他支出：

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会経済変化に対応する公的年金制度のあり方に関する実証研究」
分担研究報告書

未納・未加入問題と無年金との関係に関する研究
——女性の公的年金加入と未加入の初期的分析から——
分担研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本年度は30歳から54歳までの女性約1,150人を対象とした『ライフスタイルと年金に関するアンケート調査』を行い、その結果を用いて、女性がライフサイクルを通じてどのように公的年金と関わっているかを特に公的年金未加入・加入に着目して初期的な分析を行った。初期的な分析の結果では、女性の未加入・加入行動については、主に年齢効果は検証されるものの世代効果は検証されなかった。また、加入から未加入に転じる時は、離職・失業と離婚、未加入から加入に転じる場合は主に就職が大きく関係していると示唆された。

A 研究目的

公的年金における未加入や、国民年金保険料の未納・免除の実態を把握し、これらの現象の背景にある経済的・社会的要因について詳細な実証研究を行う。

B 研究方法

本研究にて平成13年度に実施した『ライフスタイルと年金に関するアンケート調査』、および厚生労働省『国民生活基礎調査』『所得再分配調査』ならびに社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』『公的年金加入状況等調査』の個票を用いて、未加入・未納の実証研究を行う。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人情報の流出のないように細心の配慮をする。

C 研究結果

本年度は、30歳から54歳までの女性約1,150人を対象とした『ライフスタイルと年金に関するアンケート調査』を行い、その結果を用いて、女性がライフサイクルを通じてどのように公的年金と関わっているのかを特に公的年金未加入・加入に着目して初期的な分析を行った。

D 考察

本稿における分析は、ごく簡単な集計結果のみに基づくものであったが、今後の研究においては結婚・離婚、就職・離職などの疑似パネル・データと年金状況のデータをつきあわせ、女性のライフサイクルにおける年金状況の変化をさらに詳しく分析することとしたい。

E 結論

まず、現在の公的年金未加入の現状については、サンプル内において、女性の未加入者は、あらゆる年齢階層に散見された。これは、未加入が特に多いとされる20歳代の女性がサンプルに含まれていないことから、1時点でもみると未加入の年齢効果がはつきりとみられないためといえる。これを、過去の加入歴と照らし合わせてみると、未加入歴が1年以上ある人はサンプルの約1割であった。(現在の)年齢階層別にみると、その分布も平均未加入年数も、全年齢階層にまたがっており、未加入の世代効果は検証されなかった。

しかし、過去の1年以上未加入歴がある人の未加入であった時期を調べると、明らかに20代前半から50代後半にかけて減少しており、これは年齢効果と呼ぶことができる。

また、加入者が未加入に転じる直前の加入状況は、第二号被保険者と第三号被保険者である時が多く、離職・失業、または離婚などの理由で、第二号、第三号被保険者の資格を喪失する要因が大きいことが示唆される。たり、その逆に未加入から加入に転じた直後の年金状況は、第二号被保険者であることが多く、就職と大きく関係していると考えられる。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

阿部 彩(2001)「国民年金の保険料免除制度改正：未加入、未納率と逆進性」
への影響」『日本経済研究』No.43, 134-154.

2. 学会発表
なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

厚生科学研究費補助金政策科学推進事業

「社会経済変化に対する公的年金制度のあり方に関する実証研究」

女性の公的年金加入と未加入の初期的分析

阿部 彩

国立社会保障・人口問題研究所

2002年3月31日

1. はじめに

公的年金における未加入・未納者の増加は、近年大きな問題として取り上げられてきた。社会保険庁(2000)の『平成10年公的年金加入状況等調査報告』によると、国民年金の未・非加入者は推定240万人であり、第一号被保険者1,932万人の12%にも上る。未加入の問題は、27%といわれる未納の問題（社会保険庁(2002)）と並び、公的年金の「空洞化」を示す重要な問題である。公的年金未加入者の増大は、公的年金の財政を圧迫するだけではなく、『国民皆年金』の概念そのものを脅かす問題である。フランスなどヨーロッパ諸国では、若年者の失業などによって公的な社会保険に加入しない（できない）ことを『社会的排除』の一形態として認識しており、日本においても公的社会保険の基本理念である『国民皆年金』が脅かされることは、社会保障制度のセーフティ・ネット機能の根幹を揺さぶる問題である。

しかし、未加入の問題を直接にとりあげた先行研究は少ないのが現状である。特にこれまでの先行研究においては、1時点におけるデータを用いた分析しかないため、未加入の規

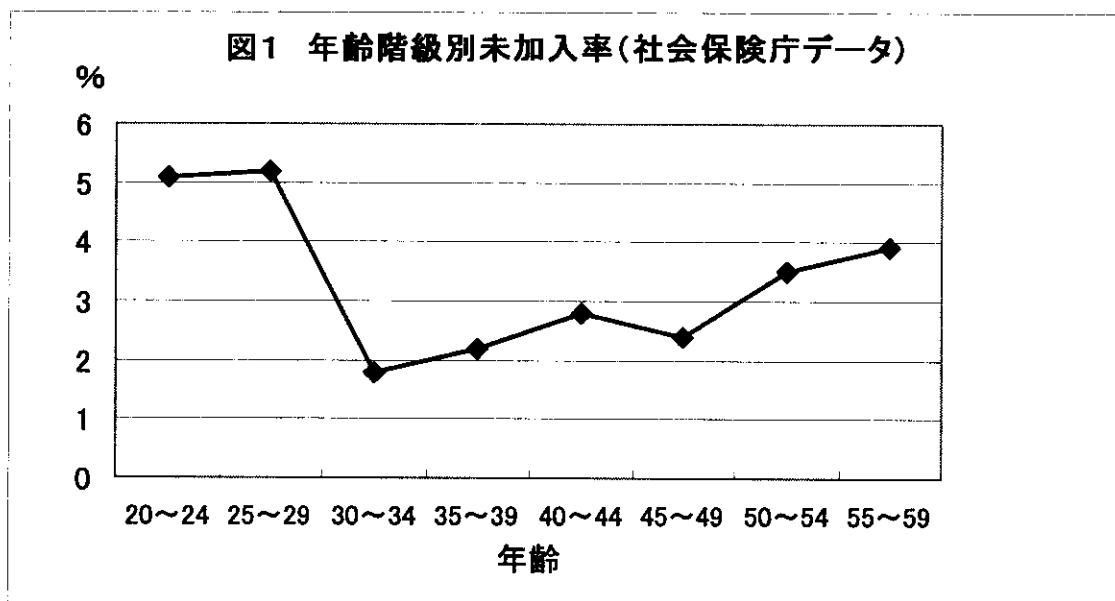
定要因が世代の効果か年齢効果なのかを検証することができないことが指摘されている（大竹 2001）。さらに、一時点におけるデータにおいては、調査時に加入しているか、未加入なのかの分析は行うことができても、加入者が未加入になる契機と要因、また、未加入者が加入になる契機と要因など加入・未加入のダイナミックな動きを分析することはできない。個人は、20歳から高齢期まで継続して未加入であるのではなく、就職・離職・失業・結婚・離婚などのさまざまな人生の契機において公的年金に加入したり、未加入になったりすると考えられる。特に女性においては、公的年金上の加入形態（第一号被保険者、第二号被保険者、第三号被保険者）が人生の契機と共に変化することが男性に比べ多いため、女性がライフサイクルを通じて公的年金とどう関わり合い、どのような時に未加入となるのかを分析することは重要である。

本稿においては、『女性のライフスタイルと年金に関する調査』の個票を用いて、女性の公的年金加入状況について彼女らの記憶による疑似パネル・データを作成し、女性のライフサイクルにおける公的年金との関わりを加入・未加入行動を中心に分析したものである。記憶による疑似パネル・データであるので、信憑性については記憶が昔になるほど少なくなるが、公的年金を人々のライフサイクルの視点からとらえようとする試みは年金政策を考える上で重要な資料となろう。

本稿の構成は以下の通りである。2節は先行研究の紹介を行う。3節でデータの説明を行い、4章で初期的分析結果を示す。5章は今後の研究の課題を論じる。

2. 未加入の要因：先行研究

未加入行動の規定要因など、未加入問題そのものを直接取り扱った論文は少ない。一般に、20歳代の若年者（特に学生）の未加入が未加入率に大きく寄与しているといわれている。上記の社会保険庁の調査（2000）においては、未加入率は20～24歳、25～29歳をピークとし、30歳でいったん大きく減少し、その後緩やかに上昇する（図1）。



出典：社会保険庁(2000)『平成10年公的年金加入状況等調査報告』

鈴木・周(2001)は、国民年金の未加入者となる動機として「流動性制約要因」、「世代間不公平要因」「予想死亡年齢要因」があり、国民年金と個人年金の間で「逆選択」が起こっていると仮説をたてている。また、国民年金の受給の最低加入年数が25年であることから、34～39歳の年齢階層にて予算制約線が屈折しているとしている。鈴木・周は、郵政研究所が行った『家計における金融資産選択に関する調査』の個票を用いて推計をし、逆選択要因のほうが流動性要因よりも大きいと結論づけ、年齢がさがるほど未加入率があがるとしている。しかし、鈴木・周のサンプルには世帯主しか含まれていないため、未加入者が多いと考えられる世帯主以外の世帯員が対象となっていないのが残念である。

阿部(2001)は、『所得再分配調査』の個票を用いて、未加入の要因を推計しており、保険料率(=保険料／所得)は未加入に影響せず、この点で未加入行動と未納行動は異なることを指摘している。また、年齢要因では、加入する確率は「20代後半から40代前半にかけて徐々にあがり、その後、40代後半にかけて減少し、50代になってまた上昇する」という『N字』構造をしていると推計している。さらに、この年齢効果は世帯の中の「最多所得者」にサンプルを限ってみると検証することはできず、「最多所得者」においては年齢は加入・未加入に影響しないとしている。

これらの先行研究に共通することは、1時点のサンプルをもって年齢の未加入行動への影響をみていることである。大竹(2002)が指摘するように、現在のデータを過去のデータと比較してみないことには年齢効果か世代効果を判別することはできない。また、「未加入」

という行動においても、20歳から継続して未加入である場合と、加入していたものが未加入に転じた場合にはその要因には違いがあると考えられる。また未加入から加入に転ずる要因、逆に、加入していたものが未加入に転ずる要因は何かなど「加入・未加入」を staticなものではなく dynamicな行動と解釈することによって、個人の公的年金の加入行動をより詳しく分析することができる。本稿では、これらの視点を踏まえ、30歳から55歳の女性の疑似パネル・データを作成し、女性のライフサイクルと公的年金の関わりを分析する。

3. データ

本稿で用いるデータは、『女性のライフスタイルと年金に関する調査』の個票である。本調査は、厚生科学研究費補助金政策科学推進事業「社会経済変化に対する公的年金制度のあり方に関する実証研究」の一環として国立社会保障・人口問題研究所が平成13年度に行った。調査対象者は、ある調査会社のモニターの中から首都圏に住む30歳から55歳の女性とその配偶者を抽出したものである。調査においては、それぞれの対象者について、15歳以降の就業状況、年金加入状況を時系列に記憶から列記してもらった。本稿では、主に女性サンプルを用いた初期的分析である。サンプル数は、女性1,144人、男性1,011人である。

4. 分析

(1) 現在の公的年金加入状況

まず、現在の公的年金加入状況についてみてみよう。表1は、配偶者(男性)と本人(女性)の現在の公的年金加入状況を示したものである。

表1 本人と配偶者の現在の年金加入状況

| | 配偶者 (男性) | 本人 (女性) |
|-----------------------|-------------|------------|
| 自分で厚生年金または共済年金に加入 | 837 83% | 175 15% |
| 厚生年金または共済年金加入者の被扶養配偶者 | 1 0% | 682 60% |
| 国民年金のみに加入 | 127 13% | 208 18% |
| 国民年金に加入しているが保険料は免除 | 16 2% | 42 4% |
| まったく加入していない | 28 3% | 37 3% |
| その他 | 2 | |
| 合計 | 1011 | 1144 |

注:配偶者は世帯票から本人は女性票から

女性(特に既婚女性)は就労してもパートやアルバイトといった非正規労働が多いため、公的年金加入状況においても第二号被保険者であることが男性に比べ非常に少ない。サン

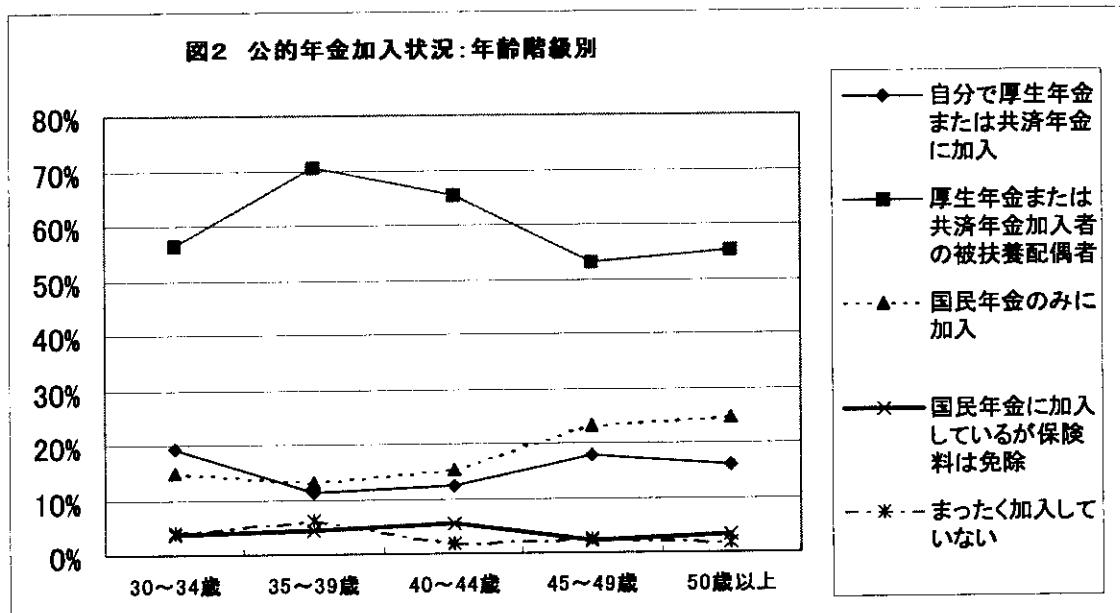
ブルの女性の60%は、「厚生年金または共済年金加入者の被扶養配偶者(第三号被保険者)」である。男性においては、第二号被保険者(「自分で厚生年金または共済年金に加入」)が第一号被保険者(「国民年金(国民年金基金を含む)のみに加入」)に比べ圧倒的に多いのに対し、第三号被保険者でない女性において、第一号被保険者($18\%+4\% = 22\%$)が、第二号被保険者(15%)を上回っていることは興味深い。女性の就労形態を考慮すると、厚生年金や共済年金の「本人」の境遇は、少数の女性のみに関連する事象であるといえよう。

また、未加入の状況をみると、配偶者・本人ともに、約3%の未加入者がいることがわかる。これは、社会保険庁(2000)の推計(3.4%)とほぼ一致した結果である。(国民年金)保険料免除者は、配偶者で2%、本人で4%となっている。免除率をみると、配偶者は $2/(2+13) = 11.2\%$ 、本人は $4/(4+18) = 16.8\%$ となっており、共に、社会保険庁(2001)の調査(21.2%、平成11年度)よりも低い数値である。これは本調査のサンプルが、その調査会社のモニターという性質から、低所得層をアンダーサンプリングしていることに起因すると考えられる。しかし、未加入・免除のサンプル数が少ないため、これらを統計的に処理する際には留意が必要である。

表2 本人の現在の年金加入状況(女性票)

| | 全サンプル n % | 30~34歳 | 35~39歳 | 40~44歳 | 45~49歳 | 50歳以上 |
|----------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 自分で厚生年金または共済年金に加入 | 175 15% | 44 19% | 26 11% | 27 13% | 42 18% | 36 16% |
| 厚生年金または共済年金加入者の被扶養配偶 | 682 60% | 128 56% | 163 71% | 141 65% | 125 53% | 125 55% |
| 国民年金のみに加入 | 208 18% | 34 15% | 30 13% | 33 15% | 55 23% | 56 25% |
| 国民年金に加入しているが保険料は免除 | 42 4% | 8 4% | 10 4% | 12 6% | 5 2% | 7 3% |
| まったく加入していない | 37 3% | 9 4% | 14 6% | 4 2% | 6 3% | 4 2% |
| その他・欠損値 | 0 | | | | | |
| 合計 | 1144 | 223 | 243 | 217 | 233 | 228 |

次に、本人の現在の公的年金加入状況を年齢階層別に示したもののが表2・図2である。



これをみると、女性のライフサイクルにおける公的年金上の status の変化がよくわかる。第三号被保険者の率は、就労率が下がる 30 代前半から 30 代後半と同時期に上昇し、30 代後半でピークに達し、その後 40 代後半まで減少する。この時期における第 3 号被保険者の率の減少は、第一号被保険者と第二号被保険者の増加によって相殺される。未加入者と第一号被保険者の免除者は、年齢層に関わりなく一定である。ただし、表1は、現在の公的年金状況を示したものなので年齢による違いとコーホートによる違いを区別することはできない。

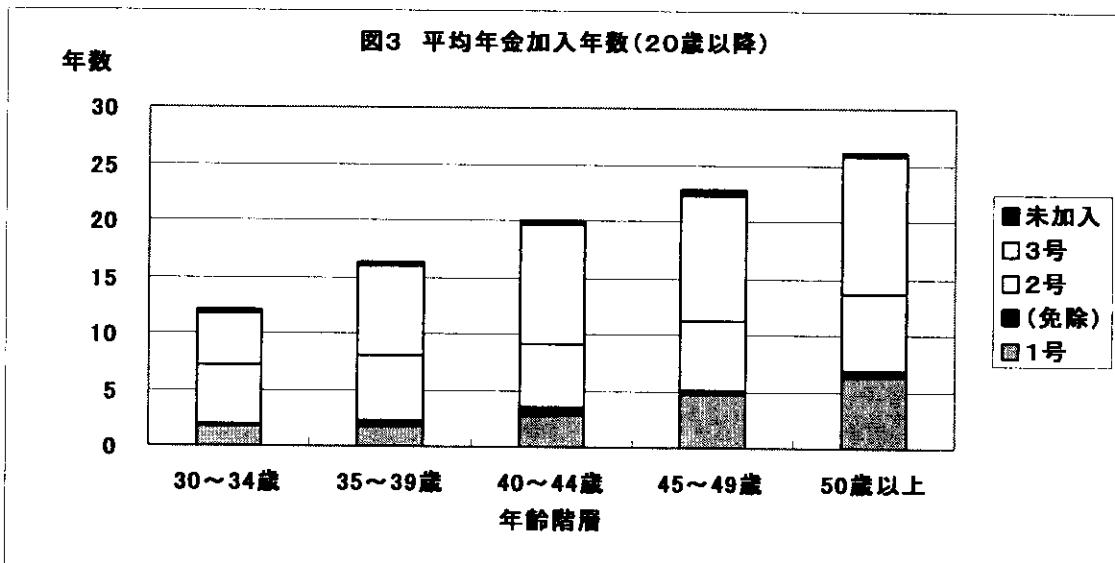
(2) 公的年金加入歴

それでは、就職・結婚・出産・場合によっては再就職・離婚・死別といったライフサイクルの中で、女性はどのように公的年金と関わっていくのであろうか。本調査では、調査の焦点として、対象者の 15 歳以降、今まで各年の就労状況歴・公的年金加入状況歴を記述する項目を設けている。対象者の年齢は、30 歳から 55 歳と多様であるので、この情報は最低 15 年、最高 35 年間の疑似パネル・データとみなすことができる。ただし、このデータは、回答者の記憶を頼りに記述しているため、給与などの詳細なデータに関してはその信頼性については注意が必要である。しかし、結婚・出産・就職・離職・年金上の地位の変化などの時期については、比較的に信頼性が高いデータであると考えられる。

まず、各年齢階層別に、第一号、第二号、第三号の各被保険者 status の平均通算年数を示したものが表 3・図 3 である。

表3 平均公的年金加入年数:年齢階層別

| 年齢階層 | 人数 | 公的年金加入 | | | | | 未加入 | 不明 |
|--------|-----|--------|------|------|-------|-------|------|------|
| | | 1号 | (免除) | 2号 | 3号 | 通算 | | |
| 30~34歳 | 227 | 1.70 | 0.22 | 5.20 | 4.57 | 11.69 | 0.40 | 1.85 |
| 35~39歳 | 233 | 1.84 | 0.40 | 5.80 | 7.88 | 15.92 | 0.40 | 2.69 |
| 40~44歳 | 217 | 2.87 | 0.59 | 5.70 | 10.42 | 19.58 | 0.34 | 4.32 |
| 45~49歳 | 239 | 4.66 | 0.41 | 6.21 | 10.96 | 22.25 | 0.51 | 6.15 |
| 50歳以上 | 228 | 6.37 | 0.49 | 6.91 | 12.01 | 25.78 | 0.43 | 8.29 |



これによると、50 歳以上の女性（サンプルは 55 歳までなので、50~55 歳）では、平均で通算 25.78 年公的年金に加入しており、うち、第一号被保険者であったのは $6.37+0.49=6.86$ 年、第二号被保険者であったのは 6.91 年、第三号被保険者であったのは 12.01 年である。未加入であったのは平均 0.43 年であり、不明であるのは 8.29 年である。年齢が高いほど、過去の記憶があいまいになるため、不明年数は年齢階層と共に上昇する。

(3) 未加入：年齢効果と世代効果

女性本人のサンプル 1,144 人の中で、1 年以上の公的年金未加入期間があったものは、101 名 (9%) であり、1 年間から 31 年間まで平均 5.05 年の未加入年数があった（表 4）。彼女らの年齢階層は、ほぼ全年齢階層にまたがっている（表 5）。一般的に、未加入者は若年層、特に 20 代において多いといわれているが、「未加入歴」が過去にある人は、全年齢